

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	高橋 傑
論文題目	中世荘園における収取秩序と景観に関する研究
審査要旨	
<p>本論文は、荘園の「検注」と呼ばれる水田面積の調査や課役の負担等に関する研究を軸として荘園の収取秩序の体系を明らかにし、同時に中世の村落景観の遡及的復原を目指したものである。</p> <p>第一部「収取秩序の形成」では主に荘園領主の荘園支配を中心に論じたものである。第一章は、近年の史料データベース化を足がかりとして地頭請所と下地中分の全国的な事例を集め、考察する。地頭請所は13世紀前半、寛喜の飢饉（1231年～1232年）をきっかけにして地頭の荘園経営が期待されるようになった結果、増加したものであり、下地中分については承久の乱を経た13世紀前半から行われ始め、13世紀後半文永・弘安の役の後、幕府が政策的に下地中分を後押しするようになると、1280年代から事例が増えることを明らかにしている。第二章では応永期の紀伊国粉河寺領の事例により中世荘園における検注と検注使の実態を明らかにしたものである。この時期において検注使は検注を行うにあたって複数回現地に下向し、接待を受けた後、事前折衝や事後処理にも当たった。その経費の負担に関しては、領主側と在地側でのせめぎ合いが存在していた。通常、検注結果の文書だけが後世に残されることが多く、このようにそのプロセスがわかる例はきわめて稀であり、史学分野の学術雑誌『ヒストリア』に掲載され、学界から注目されることとなった。第三章「周防国美和荘兼行方の年貢収取について」は周防国の年貢銭の引き取りをどこで行うかという一件見過ごされそうな問題でありながら、当時の政治状況、経済状況が反映される問題であることを明らかにしたもので、今後多くの研究者によって引用される基本文献になるものと考えられる。</p> <p>第二部「在地における帳簿の作成と保管」では、現地において文書を管理する「公文」に注目し、考察を深めているが、第四章では特に伊予国弓削島荘の公文の場合を取り上げ、その活動や情報把握の過程を明らかにしている。鎌倉期、文書管理に携わる公文は、在地において独自の地位を築いている事例が多く、荘園領主や預所よりも最新の情報を有している場合があり、重要視されていた。荘園の住人も公文の有する情報には信頼を置き、様々な権利関係の異動情報を集積していくうちに、結果的に在地の人々の権利の保障をも行うようになっていった。また、第五章では安芸国新勅旨田の内検上の損免記載について二通の内検帳から詳細な検討を行っている。小規模な耕地面積が「又」という文字を使って書き連ねられており、それは荘園の住民が小規模に小分けして損田記載を勝ち取っていく過程であることを明らかにした。こうして「内検」は単に自然災害の損害の認定にとどまらず領主と在地側の人間によるせめぎ合いの場となっていたことを論証している。第六章は村落において収取秩序のもととなる書類の料紙に関する研究であり、中世の惣村にあっては、用紙が潤沢に存在せず、用途に応じて厳しい選択を強いられていた。その状況を紀伊国の王子神社文書の事例により分析したものである。266点に及ぶ文書についてマイクロメーターにより厚さを測定し、同時に法量を測ってデータをまとめている。料紙の厚さは、差出者がどのような階層であるかによって分類することが可能であり、僧が差出者となっている場合には厚い料紙が使用され、村人が差出者となっている場合にはそれより薄い傾向にある。</p> <p>また、第二部の付論三「文永期の新見荘検注関連帳簿について」は下地中分等を解明した本論文の基礎となる重要な役割を担っている。文永8年の検注は地頭方から承認を得られなかったが、領家方による正検注であり、文永10年の下地中分の際にはその取帳が利用され、鎌倉期を通じて収取体制を確定するものであった。文永8年の確定を拒否した地頭に対して領家方は地頭の</p>	

氏名 高橋 傑 _____

開発によって強い支配を行っていたと考えられる新田を中心とした下地を地頭に切り出し、それを新たな条件提示として地頭を納得させ、文永10年に下地中分を行うことを指摘している。詳細な検注が行われる過程で矛盾が生じ、下地中分が行われることを明らかにしているが、下地中分が行われる際の直接的な原因および詳細なプロセスがわかる貴重な事例である。

第三部「検注帳と景観復原」では、荘園の景観復原が地理情報データベースにより、備中国新見荘、美濃国大井荘、伊予国弓削島荘、上野国新田荘をフィールドとして詳細に行われている。

21世紀に入るまでの研究においては下地中分関係などの膨大な史料を前にしてもその分析は困難であったが、現代では地理情報ソフトが発達したため、レイヤーを何層にも重ねることによって分析が可能となった。高橋氏はこのような分野で先端を走っている一人であることは間違いのない。第七章では備中国新見荘の下地中分の空間構成について地理情報の綿密な分析を進めて、領域ごとに行われた下地中分の実態を明らかにしている。正中年間の検注帳によって確定された地頭方・領家方の領域には一定のまとまりがあり、複雑な入り組み地は存在しなかった。文永年間の下地中分では一部に坪分け中分的な要素は残した可能性があるが正中年間に行われた中分では、鎌倉期の地頭三善氏とその在地勢力の伸張によってより一円的な分け直し中分が行われたことを明らかにしている。第八章では都市化が進んだ大井荘地域（現在の岐阜県大垣市市街地）において、近代初頭の絵図、地籍図、オンラインデータ上の地図、空中写真などを活用し、景観復原を行っている。特に圧巻は大井荘の北東部に広がる三塚地区の景観復原である。近世～現代において三塚周辺の耕地はほとんどが水田であるが、中世の水田は近世以降堀田となった場所を中心に展開し、中世の畑は近世以降等級の高い（収穫量が多い）水田となった場所に存在していた。人々の生活の場は中間の等級となっているところに存在していたことを明らかにしている。このように、中世の集落、水田、畑地を区別して復原できたことは本論文の貴重な成果であるといえる。

第九章では塩の荘園としてのイメージが定着している伊予国弓削島荘を扱い、鎌倉期から存在した水田と近世の元禄期以降に開発された水田を示し、塩業については寛永期にすでに衰退が見られることを指摘している。第十章では上野国新田荘をフィールドとし、近代の絵図や地籍図などを多用し、GIS上で処理することによって新田一族の開発過程を明らかにしている。この地の扇端湧水群は平安期の郷の開発の歴史を語るものとしてつとに知られており、史跡に指定されているものもあるが、今回これらと乾田・湿田との関連、特に新田用水との関係を位置づけた点は高く評価される。こうして景観復原された荘園は上野国新田荘、美濃国大井荘、備中国新見荘、伊予国弓削島荘など関東・中部・中国地方に広がっている。内容は、地頭請所の年代的、地域的な展開に関するものや下地中分についての時代的変遷など、荘園領主と地頭との政治的な確執におよぶものなどがある。地理情報ソフトを駆使した第三部は本論文の圧巻であるといつてよい。

以上のことから、博士学位を授与するにふさわしい論文であると評価できる。

公開審査会開催日	2019年 1月 24日			
審査委員資格	所属機関名称・資格	氏名	専門分野	博士学位
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	海老澤 衷	日本荘園史	博士(早稲田大学)
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	久保 健一郎	日本中世史	博士(早稲田大学)
審査委員	早稲田大学教育・総合科学学術院・教授	高木 徳郎	日本中世環境史	博士(早稲田大学)
審査委員				
審査委員				